

第1号様式

年 月 日

(あて先) 京都市長

公園活用提案書

Park-UP 事業実施要綱第4条第2項に基づき、〇〇公園について公園活用提案書を提出します。

(事業の実施を希望する団体)

ふりがな
氏名 (自署)

住所

〒 ー

電話番号

メールアドレス

(〇〇学区自治連合会)

ふりがな
氏名 (自署)

会長

(〇〇公園愛護協力会)

ふりがな
氏名 (自署)

会長

提案内容

■公園名

実現したい公園の未来像（ご自由に記載ください）

事業の実施を希望する理由や提案内容（別紙での提出も可）

- 目的
- 概要
- 説明

添付書類

- 活動実績報告書（様式自由）
*Park-UP 事業実施要綱第4条第1項(3)に該当する団体のみ添付
- Park-UP 事業実施要綱等に記載の内容を承知の上、応募します。
なお、応募条件に抵触しておらず、かつ提案主体としての資格を有することを誓約
します。

第2号様式

京都市 第 号
年 月 日

様

京都市長

提案主体活動通知書

年 月 日付の公園活用提案書の内容に基づき、下記の団体を○
○公園の提案主体として認定しましたので、通知します。

記

認定した団体名

第3号様式

年 月 日

(あて先) 京都市長

事業終了届

〇〇公園におけるPark-UP事業を終了するため、Park-UP事業実施要綱第7条第4項に基づき事業終了届を提出します。

(事業終了日) 年 月 日

公園運営委員会名 _____

(代表者) 住 所 _____

氏 名 会長 _____

電話番号 _____

第4号様式

年 月 日

サポート団体登録申請書

Park-UP 事業実施要綱第9条第2項に基づき、下記のとおりサポート団体への登録を申請します。

記

■個人・団体・企業名等	
■代表者	
(役職)	(氏名)
■所在地	
■事業内容及び活動内容	
■ホームページ (URL)	
■担当者	
(部署・役職)	(氏名)
(電話番号)	(メールアドレス)

■公園の未来像の実現につながる取組※

(取組内容) *別紙での提出も可

※ 複数の分野で、取組済み又は取組予定のものがある場合は、取組分野・状況・内容欄を適宜追加し、取組ごとにその内容を記載してください。

■その他添付するもの

(1) 誓約書 (別に定める様式)

(2) 事業内容が分かるパンフレット等 (ある場合)

暴力団員等でないことを確認するため、代表者・役員リストを他の行政機関に提供することに同意します。(同意する場合は□にチェック)

第5号様式

京都市 第 号
年 月 日

様

京都市長

サポート団体登録通知書

年 月 日付のサポート団体登録申請書の内容に基づき、下記の団体をサポート団体として登録いたしますので、通知します。

記

登録した個人・団体・企業等名

第6号様式

年 月 日

(あて先) 京都市長

運営サポート依頼書

提案主体又は公園運営委員会名 _____
(代表者) 住所 _____
氏名 会長 _____
電話番号 _____

〇〇公園におけるPark-UP事業の実施に当たり、Park-UP事業実施要綱第10条第1項（又は第13条第3項）に基づき、運営サポート依頼書を提出します。

	サポート団体名	選定理由
運営の支援を希望するサポート団体※		

※ 複数の団体の支援を希望することも可とする。
選定理由等について、市からヒアリングを実施する場合がある。

第7号様式

年 月 日

(あて先) 京都市長

運営サポート終了届

〇〇公園のPark-UP事業において、Park-UP事業実施要綱第11条第4項に基づき、
運営サポート終了届を提出します。

(運営サポート終了日) 年 月 日

サポート団体名 _____

(代表者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

運営委員会名 _____

(代表者) 住 所 _____

氏 名 会長 _____

電話番号 _____

年度 ○○公園運営委員会 年次報告書

収入の部

項目	金額	備考
収入金合計（円）		

支出の部

項目	金額	備考
支出金合計（円）		

収入金合計（円）	
支出金合計（円）	
差引金（円）	

※本報告書は、市から求めがあった場合には開示できるよう、当該年度終了後、3年間は保管してください。

第10号様式

年 月 日

改善指示書

(提案主体名、〇〇公園運営委員会又はサポート団体名) 様

Park-UP 事業実施要綱第21条第1項の規定に基づき、改善を指示いたしますので、期日内に改善報告書を提出いただくようお願いいたします。

1. 改善が必要な事項 *記載例

- ・イベントでの公園利用について周辺住民から苦情が寄せられている。
- ・運営委員会が定めた公園のルールが順守されておらず、指導も不十分

2. 改善報告書の提出期限

年 月 日

※期限内に対応が困難な場合は、理由と対応可能な期日を添え、改善報告書(第11号様式)については必ず期限内に提出してください。

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市

京都市長

印

第11号様式

改善報告書

年 月 日

(あて先) 京都市長

年 月 日付けの改善指示書について、下記のとおり対応しましたので、報告いたします。

記

1. 改善指示書の内容

2. 対応完了日

年 月 日

3. 対応内容 (別紙での報告も可)

(提案主体名、公園運営委員会又はサポート団体名) _____

(代表者) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

第12号様式

年 月 日

Park-UP 事業の取り消しに関する通知書

(提案主体、公園運営委員会又はサポート団体名) 様

(提案主体、公園運営委員会又はサポート団体名) は、Park-UP 事業実施要綱の規定に違反し、同要綱第21条第1項の規定に基づき発行した改善指示書に対しても期日前に適切な報告を行わなかったため、同要綱第21条第2項の規定に基づき、(貴運営委員会又は貴団体) と締結している〇〇協定書及びその他の許可を取り消します。

記

1. 改善指示書の内容
2. 適切でないと判断した理由

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市

京都市長

印

(参考)

Park-UP 事業実施協定書 (〇〇公園)

京都市 (以下「甲」という。) と〇〇公園運営委員会 (以下「乙」という。) は、〇〇公園における Park-UP 事業 (以下「本事業」という。) の実施に関し、必要な事項を定めるため、Park-UP 事業実施要綱 (以下「実施要綱」という。) 第7条に基づき、次のとおり協定書 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙の役割その他事業の実施に必要な事項を明らかにし、本事業が円滑に実施されることを目的とする。

2 本事業において、甲及び乙は、それぞれ信義に則り誠実に取り組むものとする。

(依拠する法令等)

第2条 本事業の実施については、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則並びにその他関係法令、Park-UP 事業実施要綱 (以下「実施要綱」という。) に定めるもののほか、本協定の定めるところによる。

(対象公園)

第3条 本協定の対象公園は次のとおりとする。ただし、建設局所管の範囲に限る。

公園名	種別	所在地	公園面積
〇〇公園	〇〇公園	〇〇区〇〇町	〇, 〇〇〇m ²

(利用圏域)

第4条 実施要綱第5条に定める、〇〇公園における利用圏域は下記のとおりとする。

学区名等
〇〇区〇〇学区

(運営委員会)

第5条 〇〇公園運営委員会規則及び〇〇公園運営委員会名簿は別紙のとおりとする。

(役割分担) *記載の例

第6条 本事業における、主な役割分担については次のとおりとする。

なお、公園での活動にあたっては、甲乙が相互協力・連携のもと取り組むものとする。

内 容	役割分担	
	甲	乙

清掃・除草等の美化・保全活動		○	○
公園設備や樹木の損傷等の異常の発見・報告		○	○
公園施設・遊具等の修繕	乙の設置管理するもの		○
	それ以外	○	
公園利用上の苦情、要望、トラブル等への対応	乙の活動に伴うもの		○
	それ以外	○	
利用圏域内の住民への運営方針等の周知			○
法令に基づく許認可		○	
違法行為に対する指導		○	

(公園の運営方針及び利用ルール) *記載の例

第7条 実施要綱第6条第4項に定める、○○公園の運営方針及び利用ルールは次のとおりとする。ただし、利用者が必要となる安全対策を講じたうえで、事故やトラブルが生じないように十分に配慮して実施する場合に限る。

なお、利用ルールの運営にあたり、実施要綱第14条に規定する事項に留意すること。

内容	利用ルール
例) 火気の利用	・ ・
例) ボールの利用	・ ・

(協定の変更)

第8条 本協定を変更する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、変更協定書を締結するものとする。

(協定の解除)

第9条 本協定締結後に次の事由が生じた場合は、この本協定は終了するものとする。

- 1 乙が本事業の終了を希望し、実施要綱第7条第4項に基づき、事業終了届を甲へ提出したとき。
- 2 天災地変等の不可抗力その他乙の責めに帰さない事由で本事業の遂行ができなくなったとき。
- 3 甲が実施要綱第21条第2項の規定により本協定を解除したとき。
- 4 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、何らの催告も要せずして、直ちに本協定を解除することができる。
 - (1) 代表者又は役員が、京都市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当した場合
 - (2) 暴力団員等及び暴力団密接関係者に自己の名義を利用させ、本協定を締結した場合

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供したとき。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度末の3月31日までとし、乙からの申出や甲からの解除処分等がない場合は、同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(その他の事項)

第11条 本協定の解釈に疑義が生じた事項及び本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ、その都度定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
京都市長 印

乙 ○○公園運営委員会
会長 ○○ ○○ 印

○○公園において、甲と乙が本協定書を締結することを合意する。

京都市○○区自治連合会
会長 ○○ ○○

〇〇公園運営委員会規則（例）

（名称）

第1条 本会は、Park-UP事業実施要綱（以下「実施要綱」という）第6条の規定に基づき設立されるものであり、〇〇公園運営委員会（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、〇〇公園の魅力向上を目指すとともに、地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決や価値向上を推進することを目的として活動するものとする。

（役員）

第3条 本会には、次の各号に掲げる委員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 若干名
 - (4) 会計監事 若干名
- 2 会長は、委員会を代表し会務を掌理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき或いは欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 会計は会計事務を処理する。
 - 5 会計監事は会計事務を監査する。
 - 6 役員は、総会において会員の互選により選出するものとする。
 - 7 本会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（総会）

第4条 総会は毎年1回以上開催する。ただし役員会において必要と認めたときは臨時総会を開催する。

- 2 特別な事情がある場合、総会は書面開催とすることができるものとする。
- 3 総会に付議する主な事項は次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算の認定
 - (2) 事業計画（主催イベント等）の認定および事業報告
 - (3) 公園利用ルール等の決定、変更
 - (4) 役員の選任
 - (5) 会則の変更

(その他)

第6条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 その他必要な事項は、本会において協議し決定するものとする。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

〇〇公園運営委員会 名簿

(令和 年 月 日現在)

役職	氏名	住所	電話番号	運営委員会以外の所属の役職 (町内会、自治連合会等)	備考
会長			()		
副会長			()		
会計		—	—		
〃		—	—		
会計 監事		—	—		
〃		—	—		
会員					

その他委員 名、計 名

※ 会長以外に窓口となられる方がおられる場合は、備考欄に○を付けてください。

※ 本様式に記入いただいた氏名、住所、電話番号については、公園の管理運営に関する本市からの連絡に利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(参考)

京都市公園運営サポート協定書 (〇〇公園)

京都市 (以下「甲」という。)、〇〇公園運営委員会 (以下「乙」という。) 及びサポート団体名 (以下「丙」という。) は、〇〇公園における Park-UP 事業 (以下「本事業」という。) の実施に関し、必要な事項を定めるため、Park-UP 事業実施要綱 (以下「実施要綱」という。) 第 11 条に基づき、次のとおり協定書 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

- 第 1 条 本協定は、甲乙丙の役割その他事業の実施に必要な事項を明らかにし、本事業が円滑に実施されることを目的とする。
- 2 本事業において、甲、乙及び丙は、それぞれ信義に則り誠実に取り組むものとする。

(依拠する法令等)

- 第 2 条 本事業の実施については、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則並びにその他関係法令、Park-UP 事業実施要綱 (以下「実施要綱」という。) に定めるもののほか、本協定の定めるところによる。

(対象公園)

- 第 3 条 本協定の対象公園は次のとおりとする。ただし、建設局所管の範囲に限る。

公園名	種別	所在地	公園面積
〇〇公園	〇〇公園	〇〇区〇〇町	〇, 〇〇〇m ²

(活動内容等) *記載例

- 第 4 条 丙は、対象公園の利活用を行いながら、乙の活動を多方面から可能な範囲において支援するとともに、公園の魅力や利便性の向上、地域コミュニティの活性化等に資するよう、甲及び乙と相互協力・連携のもと取り組む。
- 2 〇〇公園における丙の活動及び乙が実施する公園の管理運営、利活用への支援内容は次のとおりとする。

活動	サポート内容	備考
(例) ・多世代が交流できるイベントの実施 (月 1 回程度)	(例) ・出店時における公園利用マナーの啓発 ・出店時における利用区域及び周辺の清掃 ・乙主催イベントへの出店協力 ・乙が実施する公園の清掃、除草活動への参加 ・営利活動に伴う売上の一部還元	

- 3 丙は、対象公園において、物品・飲食物の販売やサービスの提供等の営利活動を行うにあたり、公園の魅力向上や維持管理等の取組を支援するため、以下のとおり売上の一部を寄付金として乙に提供する。
- (1) 寄付金は、営利活動に係る売上高（税込み）に〇%を乗じた額（1円未満切捨て）とし、報告書に基づき算定するものとする。
 - (2) 丙は、四半期ごとに営利活動に係る売上高についての報告書を作成し、四半期終了後10日以内に甲及び乙に提出する。
- 4 乙は、寄付金について、公園の管理運営、魅力向上及び地域コミュニティの活性化に資する取組のために使用するものとし、その他の用途は認めないものとする。

（協定の解除等）

第5条 本協定の解除を希望する場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ、実施要綱第11条第4項に基づき、運営サポート終了届を終了希望日の3箇月前までに甲に提出するものとする。

（協定書の途中解除）

第6条 この協定締結後に次の事由が生じた場合は、この本協定は終了するものとする。

- 1 乙が本事業の終了を希望し、実施要綱第7条第4項に基づき、事業終了届を事業終了希望日の3箇月前までに甲へ提出したとき。
- 2 天災地変等の不可抗力その他乙の責めに帰さない事由で本事業の遂行ができなくなったとき。
- 3 甲が実施要綱第21条第2項の規定により本協定を解除したとき。
- 4 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、何らの催告も要せずして、直ちに本協定を解除することができる。
 - (1) 代表者又は役員が、京都市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当した場合
 - (2) 暴力団員等及び暴力団密接関係者に自己の名義を利用させ、本協定を締結した場合
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供したとき。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度末の3月31日までとし、乙及び丙からの申出や甲からの解除処分等がない場合は、同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（その他の事項）

第8条 本協定の解釈に疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ、その都度定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
京都市長 印

乙 ○○公園運営委員会
会長 ○○ ○○ 印

丙 京都市○○区○○
(サポート団体名)
代表者 ○○ ○○ 印

(参考)

Start-UP チャレンジ実施協定書 (〇〇公園)

京都市 (以下「甲」という。)、提案主体名 (以下「乙」という。) 及びサポート団体名 (以下「丙」という。) は、〇〇公園における Park-UP 事業 (以下「本事業」という。) の実施に関し、必要な事項を定めるため、Park-UP 事業実施要綱 (以下「実施要綱」という。) 第 1 3 条に基づき、次のとおり協定書 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲乙丙の役割その他事業の実施に必要な事項を明らかにし、本事業が円滑に実施されることを目的とする。

2 本事業において、甲、乙及び丙は、それぞれ信義に則り誠実に取り組むものとする。

(依拠する法令等)

第 2 条 本事業の実施については、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則並びにその他関係法令、Park-UP 事業実施要綱 (以下「実施要綱」という。) に定めるもののほか、本協定の定めるところによる。

(対象公園)

第 3 条 本協定の対象公園は次のとおりとする。ただし、建設局所管の範囲に限る。

公園名	種別	所在地	公園面積
〇〇公園	〇〇公園	〇〇区〇〇町	〇, 〇〇〇m ²

(活動内容等) *記載例

第 4 条 丙は、対象公園の利活用を行いながら、乙の活動を多方面から可能な範囲において支援するとともに、公園の魅力や利便性の向上、地域コミュニティの活性化等に資するよう、甲及び乙と相互協力・連携のもと取り組む。

2 〇〇公園における丙の活動及び乙が実施する公園の管理運営、利活用への支援内容は次のとおりとする。

活動	サポート内容	備考
(例) ・多世代が交流できるイベントの実施 (月 1 回程度)	(例) ・出店時における公園利用マナーの啓発 ・出店時における利用区域及び周辺の清掃 ・乙主催イベントへの出店協力 ・乙が実施する公園の清掃、除草活動への参加 ・営利活動に伴う売上の一部還元	

(業務分担) *記載の例

第5条 本事業の実施遂行に当たり、責任の明確化を図るため、次のとおり業務を分担する。

甲	(それぞれの役割を記載) ・甲の自主広報媒体(広報紙、ウェブサイト及びSNS等)を中心とした広報活動、京都市政記者クラブ、地域等に対する広報資料の配布
乙及び丙	(それぞれの役割を記載) ・関係者への事前説明・調整 ・地域と合意形成 ・提案書の実施及び実施のために必要な手続 ・意見及び要望への対応(運営及び販売物等、事業者に起因するもの) ・事業実施報告書及び収支報告書の作成・提出 ・広報活動

(売上還元金)

第6条 乙及び丙は、本事業において物品・飲食物の販売や、サービスの提供等、専ら営利を目的として行う活動(以下「営利活動」という。)を行った場合は、当該営利活動に係る売上還元金を甲が指定する期日までに甲に支払うものとする。

2 乙及び丙は、当該営利活動の終了後、速やかに営利活動に係る売上高についての報告書を作成し、〇〇日以内に提出しなければならない。

3 売上還元金は、営利活動に係る売上高に5%を乗じた額(税込み・1円未満切捨て)とし、前項の報告書に基づき算定することとする。

(安全確保等の措置)

第7条 乙及び丙は、本事業の実施に際し、安全確保に必要な人員を配置し、事故の未然防止に必要な措置及び事故発生時の連絡等、緊急体制の確保、並びに事後措置に関して万全を期することとする。

2 甲は、乙及び丙が前項に基づき実施する事故の未然防止の措置に、協力するものとする。

(協定の解除等)

第8条 本協定の解除を希望する場合は、甲、乙及び丙で協議のうえ、本協定を解除することができる。

(協定書の途中解除)

第9条 この協定締結後に次の事由が生じた場合は、この本協定は終了するものとする。

- 1 天災地変等の不可抗力その他乙の責めに帰さない事由で本事業の遂行ができなくなったとき。
- 2 甲が実施要綱第21条第2項の規定により本協定を解除したとき。
- 3 甲は、乙及び丙が次のいずれかに該当したときは、何らの催告も要せずして、直ちに本協定を解除することができる。
 - (1) 代表者又は役員が、京都市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当した場合
 - (2) 暴力団員等及び暴力団密接関係者に自己の名義を利用させ、本協定を締結した場合
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供したとき。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度末の3月31日までとし、乙及び丙からの申出や甲からの解除処分等がない場合は、同一条件でさらに1年間継続するものとし、最大3年間継続できるものとする。

(その他)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙丙が協議のうえ、その都度定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
京都市長 印

乙 ○○公園運営委員会
会長 ○○ ○○ 印

丙 京都市○○区○○
(サポート団体名)
代表者 ○○ ○○ 印